

令和5年 9月 6日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和5年9月6日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 発議第 2号 東庄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについて（別冊）
- 日程第 2 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第29号 東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第30号 東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 6 議案第31号 東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第32号 東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第33号 東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第34号 令和5年度東庄町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第35号 令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第36号 令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第37号 令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第 1号 令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 令和4年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 令和4年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定について

- 日程第16 認定第 4号 令和4年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 5号 令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 6号 令和4年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 7号 令和4年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第20 認定第 8号 令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
- 日程第21 請願第 3号 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める請願

日程第22 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

- 1番 前田君江君
2番 岩井弘晃君
3番 越川良男君
4番 柳堀忠君
5番 桜井莊一君
6番 土屋光正君
7番 佐久間義房君
8番 板寺正範君
9番 花香孝彦君
10番 大網正敏君
11番 高木武男君
13番 山崎ひろみ君
14番 宮澤健君

○欠席議員（1名）

12番 鈴木正昭君

○出席説明員（14名）

町 長 岩田利雄君

副町長 向後喜一朗君

監査委員 平山茂君

総務課長 堀江弘之君

企画財政担当課長 加瀬博子君

町民課長 香取康成君

まちづくり課長 鈴木秀樹君

健康福祉課長 布施光規君

会計管理者 堀江香澄君

病院事務長 渡辺佳則君

農業委員会事務局長
（農政担当課長） 前田泰孝君

教育長 石橋宏克君

教育課長 宇ノ澤修君

生涯学習担当課長 郡伸明君

○出席事務局員（3名）

事務局長 伊藤雅晃

次長 向後順子

主査 高橋大助

(午前10時00分 開議)

議長（宮澤 健君）

おはようございます。ただいまの出席議員は13人です。

会議に先立ち、報告します。12番、鈴木正昭君から通院のため本日の会議を欠席したい旨の届出がありました。ご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

ここで、昨日、柳堀議員より一般質問のありました移住・定住施策の答弁内容について訂正したい旨の申出がありますので、これを許します。

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

昨日、柳堀議員からのご質問で、移住支援事業について、東京圏からの移住元要件とお答えするところを、移住先とお答えしてしまいました。正しくは移住元が東京圏などの要件と訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議長（宮澤 健君）

答弁が終わりましたので、会議を続けます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、発議第2号、東庄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

8番、板寺正範君。

8番（板寺正範君）

それでは、ただいま議題となりました発議第2号、東庄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについての提案理由と内容につきましてご説明申し上げます。

令和5年3月1日に地方自治法の一部が改正され、改正前は議員個人と町との請負が認められておりませんでした。今回の法改正により、政令で定める一定金額の300万円までは議員個人による町との請負が規制の対象から除かれることとな

りました。

これらを踏まえ、全国町村議会議長会より各議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するための条例案が示されました。内容は、地方公共団体に対し、請負をするものである議員が当該議員の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など、一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するものとなっております。

本町議会においても、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の適正を図るため、本件条例を9月議会に議員発議として提案するものです。

また、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとなります。

以上で発議第2号の提案理由と内容説明を終わります。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号、東庄町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定することについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

（起立全員）

議長（宮澤 健君）

起立全員です。

従って、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第3、諮問第

3号、人権擁護委員候補者の推薦について、以上2件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、諮問第2号及び諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

諮問第2号は、この度、石毛一典氏が令和5年12月31日の任期満了をもって退任されることから、今回新たに前田正行氏を候補者として推薦するものでございます。

前田正行氏は、東庄町笹川根方地区にお住まいで、消防職員として香取広城市町村圏事務組合に長年勤務された後、東庄分署長を務められ、令和2年3月に退職されました。

また、諮問第3号は、この度、高橋俊光氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となることから、引き続きお願いするという事で、候補者として推薦するものでございます。

高橋俊光氏は、平成30年1月より人権擁護委員として、人権相談や人権啓発などにご尽力をいただいております。また香取人権擁護委員協議会では、会の会計事務や活動を企画、運営する事務局という要職に就任されております。

お二人とも、大変誠実、また温厚な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。

皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第2号及び諮問第3号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第2号は適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第3号は適任と答申することに決定しました。

日程第4、議案第29号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第29号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が令和5年5月11日に施行されたことに伴うものでございます。

法律の改正によりまして、マイナンバーカード所持者について、スマートフォンへ電子証明書を搭載することが出来ることとなったことに伴い、印鑑登録証明の申請の規定を整備するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第29号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例の内容について説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の参考資料の1ページ、東庄町印鑑条例の新旧対照表をご覧ください。

まず、第12条については、国の事務処理要領、情報システム標準仕様書に基づく文言の整理でございます。

次に、第13条第2項の改正については、コンビニ交付における印鑑登録証明の申請について、スマートフォン、いわゆる移動端末設備ですけれども、こちらを使用した申請を追加する改正でございます。

令和5年5月11日、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正が施行され、マイナンバーカード所持者について、スマートフォンへ電子証明書を搭載することが出来るようになりました。

この法律の改正に伴い、マイナンバーカードの他、有効な利用者証明用電子証明書が記録されましたスマートフォンを使用した申請が出来ることとする規定の改正でございます。

続きまして、附則の説明を申し上げますので、議案書の5ページにお戻りいただきたいと思っております。

第12条の規定については公布の日から施行し、第13条第2項の規定につきましては、コンビニ事業者対応時期、こちらの改修等の確定次第、別途、規則で定める日から施行することとなります。

なお、対応時期につきましては、10月から12月の間と見込まれております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第30号、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第30号、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、笹川児童遊園遊具の撤去に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

議案第30号、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、町長の提案理由にございましたように、諏訪神社内にありました笹川児童遊園について、設置されていた複数の遊具が経年劣化により危険な状態にあったため撤去工事を行ったこと、また、新しい遊具の設置についても、神社特有の環境要因などにより遊具の設置にあたっての安全確保が難しいことにより、新たな設置は難しいと判断しました。その結果、笹川児童遊園の全ての遊具がなくなったことから、笹川児童遊園が児童遊園としての機能を有しなくなったため、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の2ページをお開きいただきたいと存じます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

改正の内容については、第2条表中の笹川児童遊園の項を削るものでございます。

恐れ入りますが、議案書の7ページをお願いいたします。

附則でございますが、児童遊園を廃止する場合は、児童福祉法において千葉県知事に廃止する1ヶ月前までに届け出なければならないとされていることから、この条例の施行期日を令和5年11月1日とするものでございます。

以上で、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9番、花香孝彦君。

9番（花香孝彦君）

議案第30号、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて伺います。

児童遊園とは、町の児童遊園設置管理条例第3条や児童福祉法、児童の権利から考えますと、他の一般の公園とは異なり、児童を対象として提供する公園となります。

今回、児童遊園の条件の一つである遊具が経年劣化で撤去されたことにより、笹川児童遊園が廃止されるのであれば、宮本、平山、小貝野の児童遊園も同様に今後、廃止していくのか伺わせていただきます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

児童遊園については、定期的に施設点検を実施し、安全確認を行っておりますが、老朽化しているものもございますので、維持管理を行う中で、地域の実情を考えながら判断したいと考えております。

以上です。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号、東庄町児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第31号、東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第31号、東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和5年4月に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び国の放課後児童健全事業実施要綱が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第31号、東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、町長の提案理由にございましたように、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び国の放課後児童健全育成事業実施要綱が改正され、令和5年4月1日から適用されたことから、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の3ページ、新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

改正案の第6条の2は、安全計画の策定等の義務化に係る規定を新たに整備するものでございます。

第12条の2は、業務継続計画の策定等の努力義務に係る規定を新たに整備するものでございます。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

第13条第2項の改正は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するなどの規定を整備するものでございます。

附則第2条は、放課後児童支援員とみなすことが出来る研修修了予定者をその者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の10ページをお願いいたします。

附則第1項で、この条例の施行期日を公布の日からとし、規定の適用を令和5年4月1日からとするものでございます。

また、附則第2項では、経過措置として第6条の2の規定の適用については、安全計画の策定等に期間を要することから、令和6年3月31日までは努力義務とするものでございます。

以上で、東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号、東庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第32号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(宮澤 健君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第32号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が施行されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(宮澤 健君)

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長(布施光規君)

それでは、議案第32号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、町長の提案理由にもございましたように、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及びこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が施行されたことに伴い、関係省令であります家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが参考資料5ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

改正案の中段にあります第7条の2は、安全計画の策定等の義務化に係る改正でございます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

第10条の改正は、保育所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施、いわゆるインクルーシブ教育を可能とするための設備・人員基準の緩和に係る改正でございます。

第14条第2項の改正は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正でございます。

第25条の改正は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の改正で、同令第35条中の「厚生労働大臣が定める指針」が「内閣総理大臣が定める指針」に改められたことによる改正でございます。

第49条の改正は、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、諸記録の作成、保存等について電磁的記録による対応を認めることとするための改正でございます。

恐れ入りますが、前の5ページをご覧いただきたいと存じます。

中段にございます第6章、雑則、第49条は、第49条の改正による追加でございます。

恐れ入りますが、議案書の13ページをご覧いただきたいと存じます。

附則でこの条例の施行期日を公布の日からとし、規定の適用を令和5年4月1日からとするものでございます。

以上で、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

家庭的保育事業は東庄町にはまだないという認識でよろしいのかということと、これからそういう事業を始めようとされている方がいるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

現在、家庭的保育事業を行っている事業所というか、個人も含めてですけれども、そういうところはありません。また、そういう相談があるというところも現在はありません。

以上です。

議長（宮澤 健君）

よろしいでしょうか。他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第33号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第33号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関連法律の整備に関する法律等の施行に伴い、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第33号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

今回の改正は、町長の提案理由にもございましたように、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が施行され、それに伴って従うべき基準である国の特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行うものとなります。

恐れ入りますが、参考資料の 8 ページをご覧くださいと存じます。新旧対照表により、ご説明させていただきます。

今回の改正は、各条で引用しております子ども・子育て支援法第 19 条が、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正により第 2 項が削られ、1 項建ての条とされたことに伴う文言の改正を主に行っておりますので、それ以外の改正についてご説明いたします。

11 ページをご覧くださいと存じます。

第 15 条第 1 項第 3 号は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による学校教育法の改正で、同法第 25 条に第 2 項及び第 3 項が新設されました。本号で引用すべき規定は同条第 1 項に限られますので、項まで特定する形に改正するものでございます。

同項第 4 号は、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による児童福祉施設の整備及び運営に関する基準の改正で、同令第 35 条中の「厚生労働大臣が定める指針」が「内閣総理大臣が定める指針」に改められたことによる改正でございます。

15 ページをご覧くださいと存じます。

第 42 条第 4 項は、読替え規定の整備及び文言の整理でございます。

16 ページをご覧くださいと存じます。

第 44 条は、こども家庭庁設置法の施行に伴い厚生労働大臣を内閣総理大臣に改める文言の整理でございます。

恐れ入りますが、議案書 16 ページをご覧くださいと存じます。

附則で、この条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号、東庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時からとします。

（午前10時45分 休憩）

（午前11時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9、議案第34号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第3号）から日程第12、議案第37号、令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第34号から第37号まで、一

般会計及び特別会計3件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第34号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億429万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ72億3,054万円とするものです。

次に、主な補正内容でございますが、まず総務関係では第3期総合戦略策定業務委託料、また物価高騰対策として各区への防犯灯電気料金支援金事業について新規で計上いたしました。

次に、民生関係では、同じく物価高騰対策として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業を増額補正しております。

次に、衛生関係では、新型コロナワクチン個別接種促進事業協力金について新規で計上いたしました。

次に、農林水産業関係では、こちらも物価高騰対策として畜産事業者に対する支援金や農業用水利組合等への補助金を新規計上し、新規需要米及び飼料用米拡大支援事業に対する補助金を増額補正しております。

次に、商工関係では、とうのしょうアドベンチャーツーリズム事業への補助金等を新規で計上しております。

次に、教育関係では、学校給食費の増額に伴い給食費助成金を増額補正しております。

次に、基金関係では、財政調整基金への積立を新規で計上しております。

その他として、4月の人事異動に伴う人件費等についても補正をしております。

歳入につきましては、歳出に伴う国・県補助金、繰入金などを補正し、歳入が歳出に不足する分については、繰越金を補正しております。

続いて、議案第35号、令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,398万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,421万8,000円とするものでございます。

この補正につきましては、国民健康保険における財政調整基金の積立額の増額及

び職員の人事異動に伴う人件費等の減額を盛り込むものでございます。

続いて、議案第36号、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,912万7,000円とするものでございます。

内容については、歳出において、職員の異動による人件費の増額補正をするものでございます。

続いて、議案第37号、令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,577万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億413万7,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で、5款・諸支出金におきまして、過年度分の介護給付費等の精算による国庫支出金等の返還及び一般会計への繰出金を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、議案第34号から議案第37号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の内容について説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の26ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、4月の職員人事異動などに伴う人件費の補正を関係科目で行っております。これは、1款の議会費を初めとする各款において、1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、18節の総合事

務組合負担金に計上しております。1節・報酬及び2節・給料の合計でマイナス990万5,000円、3節・職員手当等でマイナス412万1,000円、4節・共済費でプラス230万3,000円、18節・負担金等でプラス35万1,000円、総額で1,137万2,000円の減となっております。

減額の主な要因は職員の新陳代謝によるものとなっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

それでは、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費の12節・健康診断委託料31万3,000円。職員人事異動などに伴い増額補正するものです。

同項4目 財産管理費の10節・修繕料92万7,000円。役場庁舎1階窓ガラスの修繕料です。こちらは建物災害共済金で全額補填される見込みです。

同目11節・インターネット接続料16万5,000円。オンライン会議対応のためインターネット回線を増強するものです。

同節・自動車保険料6万円。今年購入した電気自動車の自動車共済保険料が不足するため補正するものです。

同節・VPN接続料66万2,000円。リモートワーク用の接続回線を増強するものです。

13節・アプリケーションソフト使用料7万5,000円。イラスト用パソコンソフトの使用条件が変更されたため、年間使用料が必要となるものです。

14節・町有地法面維持管理工事費59万3,000円。竜神台町有地法面の土砂流出を防ぐための工事費用です。

27ページをお願いいたします。

18節・職員研修費8,000円。人事異動により防火管理者研修が必要となるものです。

5目・企画費、12節・総合戦略策定業務委託料86万円。令和7年度から5ヶ年を計画期間とする第3期総合戦略策定に係る委託料です。令和5年6月に県から千葉県地方創生総合戦略の改訂に向けた基本的な方針が示されたことから町総合戦略についても計画を策定するものです。

6目・防犯対策費、18節・防犯灯電気料金支援金170万円。電気料金高騰対策として各区に対する支援金事業となります。各区管理の防犯灯1灯につき1ヶ月あ

たりLED防犯灯は150円、その他防犯灯は300円を補助するもので、6ヶ月分の電気代の補助を見込んでおります。こちらの財源は、全額国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

28ページに移りまして、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費、12節・基幹系セキュリティー対策業務委託料6万6,000円。パソコンの入替えに伴うICカードの再設定委託料です。

22節の3件、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金58万円、障害者医療費国庫負担金返還金8万2,000円、千葉県低所得者保険料軽減負担金返還金1万9,000円は、昨年度の精算で返還するものとなります。

27節・国民健康保険特別会計繰出金マイナス126万8,000円。職員異動に伴う減額分及びシステム改修分などとなります。

同節の訪問看護ステーション特別会計繰出金275万4,000円及び同節の介護保険特別会計繰出金マイナス335万6,000円は、職員異動に伴う補正となります。介護保険特別会計繰出金、過年度分31万6,000円は前年度の精算分となります。

4目・地域包括支援センター費、10節・消耗品費2万6,000円。介護予防事業用消耗品について後期高齢者医療広域連合事業受託料を活用し購入するものです。

29ページをお願いいたします。

5目・デイサービスセンター費、18節・社会福祉施設物価高騰対策支援事業給付金30万円。町が委託しているデイサービスセンターに給付金を支援する事業となります。こちらの財源は、全額雑入による県の給付金を見込んでおります。

8目・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の合計325万円。18節に計上しております電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に係る経費となります。住民税非課税世帯などを対象に1世帯あたり3万円を給付する事業となりますが、国の対象要件が拡大されたことにより、100世帯分増額補正するものです。こちらの事業の財源も全額、新型コロナ臨時交付金を活用するものです。

2項・児童福祉費、4目・児童福祉施設費の14節・施設維持補修工事62万7,000円。町児童館の遊具上に張り出した樹木の伐採工事費用となります。

続きまして、4款・衛生費、1項・保健衛生費、30ページに移りまして、2目・

予防費の12節・自治体情報システム標準化・共通化支援業務委託料125万4,000円。健康管理システムの標準化・共通化に係る費用となります。こちらの財源は、全額国庫補助金となります。

同節・基幹系セキュリティ対策業務委託料24万2,000円。パソコンの入替えに伴うICカードの再設定委託料となります。

18節・新型コロナワクチン個別接種促進事業協力金155万円。一定数以上の接種を行う診療所に対する交付金事業となります。こちらの財源も全額国庫補助金となります。

5款・農林水産業費、1項3目・農業振興費、11節・通信運搬費23万9,000円と、12節・地域計画目標地図作成業務委託料138万6,000円は、農地集約化に係る費用となります。こちらは、費用の一部に県補助金を充当し、実施する事業となります。

4目・畜産業費、18節・物価高騰対策畜産事業者支援金1,320万円。飼料価格高騰により経営に影響を受ける乳牛、肉牛農家の負担軽減のための支援金事業です。乳牛1頭当たり1万円、肉用牛1頭当たり2,000円を支援します。こちらの財源は、全額新型コロナ臨時交付金を活用するものです。

5目・農地費、31ページをお願いいたします、18節・農業用水利組合等物価高騰対策補助金350万円。土地改良区が所管する農業用施設、揚水機における電気料金の高騰に対する支援金事業です。こちらにつきましても財源は新型コロナ臨時交付金を活用いたします。

6目・水田農業構造改革対策推進費、18節・新規需要米等補助金300万円。補助単価といたしまして10アール当たり1万円を補助する事業となりますが、今年度の補助金対象となる取組見込みの面積が当初予算の見込みを上回ったことから、差額について増額補正するものとなります。

3項・水産業費、1目18節・栽培漁業振興総合対策事業補助金12万6,000円。放流種苗ウナギの追加による事業費の増額によるものです。こちらは、費用の一部に県補助金を充当しております。

次に、6款・商工費、1項3目・観光費の合計821万7,000円。町観光協会が実施するサイクリングなどのとうのしょうアドベンチャーツーリズム事業に係る費用になります。総事業費のうち観光庁補助金部分573万5,000円を一時

的に町が貸付金として貸付し、残りの事業主体負担分248万2,000円を町が補助する事業となっております。

32ページに移りまして、9款・教育費、1項・教育総務費、3目・教育振興費、8節・外国青年英語指導助手旅費14万5,000円。ALTの渡航費用の高騰により増額補正するものです。

17節・外国青年英語指導助手用備品11万8,000円。ALTのアパートのエアコンは購入から11年経過しており、老朽化が進んでいるため、ALTの交代に伴いエアコンを購入するものです。

2項・小学校費、1目・学校管理費、14節・工事請負費104万5,000円。小学校合併浄化槽について法定点検で指摘事項があった箇所についての修繕工事費用です。

2目・教育振興費、18節・給食費助成金86万3,000円。こちらは、給食センター管理運営規則が令和5年4月に改正されたことにより給食費が月額500円増額されたことから、給食費助成金についても増額補正するものです。

3項・中学校費、1項・学校管理費、33ページをお願いいたします、2目・教育振興費、18節・給食費助成金50万6,000円。小学校費と同様に給食費助成金について増額補正するものです。

4項・幼稚園費、1目・幼稚園費、17節・幼稚園管理用備品39万6,000円。オンライン会議用パソコン一式や園児動画撮影用ビデオカメラなどの購入費用でICT化事業の県補助金を活用し、実施するものです。

18節・給食費助成金16万5,000円。中学校費と同様に給食費助成金について増額補正するものです。

5項・社会教育費、2目・公民館費、12節・予約システム更新委託料3万5,000円。令和5年10月から開始するインボイス対応により公民館利用時などの納入通知書の様式変更に伴うシステム更新費用です。

6項・保健体育費、1目・保健体育総務費、10節・修繕料6万4,000円。軽トラック故障対応により一部金額を執行したため車検費用が不足したことによるものです。

3目・学校給食費、34ページをお願いいたします、8節・費用弁償マイナス2万6,000円と、一つ飛びまして、12節・健康診断委託料マイナス1万5,0

00円は、給食センターの会計年度任用職員1名が任用期間満了となったことに伴う減額です。

一つ戻りまして、10節・修繕料90万1,000円は、給食センター内の防火シャッターの修繕を初め下半期の設備故障に対応するための増額補正です。

次に、12款1項・諸支出金、1目・基金費、24節・積立金3億7,000万円。財政調整基金積立金を積立てるもので、令和4年度決算の実質収支が7億2,840万円でしたので、地方財政法第7条により決算剰余金の2分の1以上を積立とすることから、今回、3億7,000万円について積立するものとなります。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の24ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、1項1目・民生費国庫負担金、5節・介護保険国庫負担金7万8,000円。低所得者保険料軽減国庫負担金の前年度の精算分となります。

2項1目・総務費国庫補助金、3節・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,165万円。歳出補正の総務費で申しあげました防犯灯電気料金支援金、民生費で申しあげました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業、農林水産業費で申しあげました物価高騰対策畜産事業者支援金及び農業用水利組合等物価高騰対策補助金に充当するものです。

4節・デジタル基盤改革支援補助金237万6,000円。歳出補正の衛生費で申しあげました自治体情報システム標準化・共通化支援業務委託料補助金となり、補助金が今回の歳出予算の補正額を上回る額につきましては、一般財源を減額して財源振替を行っております。

3目・衛生費国庫補助金、2節・予防費補助金155万円。歳出補正の衛生費で申しあげました新型コロナワクチン個別接種促進事業協力金事業に対する補助金となります。

16款・県支出金、2項4目・農林水産業費県補助金、2節・農業振興費補助金70万5,000円。歳出補正の農林水産業費で申しあげました地域計画目標地図作成業務委託料に対する補助金となります。

6節・水産業費補助金8,000円。歳出補正の農林水産業費で申しあげました栽培漁業振興総合対策事業補助金に対する補助金となります。

6目・教育費県補助金、1節・学校教育費補助金29万7,000円。歳出補正

の教育費で申しあげました幼稚園管理用備品のICT化事業に係る補助金です。

19款・繰入金、1項3目1節・介護保険特別会計繰入金1,763万8,000円。介護保険特別会計繰出金の前年度精算分となります。

一つ飛ばしまして、21款・諸収入、3項・受託事業収入、25ページをお願いいたします。3目1節・後期高齢者医療広域連合事業受託料2万6,000円。歳出補正の民生費で申しあげました、介護予防事業用消耗品購入に係る受託料です。

4項3目1節・観光費貸付収入573万5,000円。歳出補正の商工費で申しあげました、とうのしょうアドベンチャーツーリズム事業貸付金に対する返済金となります。貸付金の返済は、町観光協会へ補助金が交付され次第、返済することとなります。

5項3目5節・雑入122万7,000円のうち、社会福祉施設物価高騰対策支援事業給付金30万円は、歳出補正の民生費で申しあげました同名の事業に対する県からの給付金となります。

同節・建物災害共済金92万7,000円。歳出補正の総務費で申しあげました庁舎1階の窓ガラス修繕に対する建物災害共済金となります。

24ページにお戻りください。

最後に歳入が歳出に不足する3億5,300万8,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を増額するものです。

続いて、第2条の債務負担行為でございます。21ページの第2表をお願いいたします。歳出補正の総務費でも申しあげました総合戦略策定業務委託についての債務負担行為の設定で、令和6年度の限度額は412万円となります。

令和7年度から5ヶ年を計画期間とする第3期総合戦略の策定に当たり、計画策定の支援業務を委託するものでありますが、業務委託期間が令和5年度から令和6年度までの2ヶ年にわたることから、債務負担行為を設定するものです。歳出補正と同様に、国が令和4年12月に制定したデジタル田園都市国家構想、総合戦略において、地方版総合戦略を改訂することを求められており、令和5年6月から、県から千葉県地方創生総合戦略の改訂に向けた基本的な方針が示されたことから町総合戦略においても計画を策定するものです。

続いて、39ページをお願いいたします。

こちらは、債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書となります。

先程の債務負担行為の設定により、真ん中一番下にあります当該年度以降の支出予定額の合計は5億1,013万2,000円となっております。

以上で一般会計の補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第35号、令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の44ページをお願いいたします。

初めに歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費のうち、2節、3節、4節、18節は職員3名分の人件費であり、4月の人事異動を反映したことによる増減額を補正するものでございます。

10節の需用費、印刷製本費6万円は、マイナンバーカードの健康保険証利用について国民に広く周知するため、厚生労働省作成のリーフレットを全ての国保被保険者に配布するよう要請があり、国庫補助事業の経費といたしまして印刷費として計上するものでございます。

12節の高額療養費支給システム改修委託料2万7,000円は、同システムのセキュリティ対策のための改修費用でございます。

5款1項1目・保健衛生普及費、12節の講習業務委託料9万7,000円は、町が保有するエアロバイクを活用して、町民が自ら継続して運動を行うための講習委託料で、国民健康保険の被保険者を対象とした経費を計上しております。

5款3項1目・保健指導事業費のうち、2節、3節、4節、18節は保健センター勤務職員4名の人件費であり、1款の人件費と同様に増減額の補正をするものでございます。

12節の講習業務委託料9万7,000円は、先程ご説明しましたエアロバイクを活用した講習委託料のうち、社会保険など、国民健康保険以外の被保険者を対象とした経費を計上しております。

これにより、加入する健康保険の種類を問わず、全ての町民の皆様を参加対象と

するものでございます。

6款1項1目・基金積立金、24節の財政調整積立金1億1,500万円、こちらは地方財政法第7条の規定に基づき、令和4年度からの繰越額2億2,858万円の2分の1の額を国民健康保険財政調整基金の積立金として計上するものでございます。

現在の財政調整基金の残高、2億4,026万2,211円ございまして、今回のこの積立金を加えることにより、現在高としては3億5,526万2,211円となる見込みとなっております。

続いて、歳入です。議案書の43ページをお願いいたします。

4款1項3目1節・番号制度システム整備費等補助金5万9,000円は、歳出1款のマイナンバーカード健康保険証利用に関するリーフレット配付に係る国庫補助金でございます。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金マイナス126万8,000円は、歳出における人件費等の増減額と連動して、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金1億1,519万4,000円、こちらは財政調整基金積立金1億1,500万円の計上及び運動講習事業に係る委託料19万4,000円の増額に伴い、その不足額を補うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第36号、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の52ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費275万4,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費の2節・給料、3節・職員手当等、4節・共済費、18節・負担金及び交付金で、職員1名の育児休業取得に伴い、事業を継続するための新規職員採用による人件費の不足分を増額補正するものとなります。

以上の結果、歳出補正額は275万4,000円の増額、歳出合計で2,912万7,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

51ページをお願いいたします。

2款・繰入金275万4,000円の増額については、歳出補正で計上した人件費について一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は275万4,000円の増額、歳入合計で2,912万7,000円となります。

以上で、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続いて、議案第37号、令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）について内容の説明を申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費335万6,000円の減額補正は、1項1目・一般管理費で、職員の異動分等について336万6,000円の減額と3項・1目・介護認定審査会費で、委員報酬1名分26万円を町内個人医院医師に報酬で委嘱する予定でしたが、東庄病院高石医院長へ委嘱するため委託料からの支出となり、26万円を報酬から委託料に振り替えるものと、3項2目・認定調査等費で、会計年度任用職員の雇用保険料率改正により1万円の増額補正をするものでございます。

3款・地域支援事業費は、3項1目・包括的支援事業費で、職員の異動等により給料、手当、共済費等の人件費について補正するもので差引増減はございません。

60ページをお願いいたします。

5款・諸支出金5,913万3,000円の増額補正は、1項2目・償還金で、令和4年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定・精算による国・県・社会保険診療報酬支払基金への返還金として4,149万5,000円、2項1目・一般会計繰出金で、令和4年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定・精算による一般会計への返還金として1,763万8,000円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は5,577万7,000円の増額、歳出合計で16億

4 1 3 万 7, 0 0 0 円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5 8 ページをお願いいたします。

7 款・繰入金 3 0 4 万円の減額補正のうち、1 項 3 目・その他一般会計繰入金 3 5 万 6, 0 0 0 円の減額は、歳出補正で計上した人件費等について一般会計繰入金を減額するものとなります。

1 項 4 目・低所得者保険料軽減繰入金 3 1 万 6, 0 0 0 円は、令和 4 年度分の実績報告に伴い、保険料軽減対象者が交付申請時より増加したため、一般会計が負担する軽減保険料分を増額するために増額補正するものでございます。

8 款・繰越金 5, 8 8 1 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、令和 4 年度分の介護給付費等の実績・精算による返還金等で不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は 5, 5 7 7 万 7, 0 0 0 円の増額、歳入合計で 1 6 億 4 1 3 万 7, 0 0 0 円となります。

以上で、令和 5 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（宮澤 健君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

1 0 番、大網正敏君。

1 0 番（大網正敏君）

では、3 1 ページをお願いいたします。

商工費の中の観光費、とうのしょうアドベンチャーツーリズム事業がございすが、これの事業内容等、詳しく教えてください。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、ご質問がありましたとうのしょうアドベンチャーツーリズムの事業内容についてご説明をいたします。

とうのしょうアドベンチャーツーリズムは、官公庁の観光補助事業であります中

のインバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業という補助事業に応募いたしまして、採択をされました。

イベントの内容につきましては、体験観光を好む本地外国人をターゲットとして、近隣大学の留学生を招いて、これまで官公庁事業に磨き上げてきましたサイクリング、トレイルラン、リバーカヤックに加え、相撲の土俵入り、弓道体験が出来る外国人向けのモニターツアーを実施する計画です。

また、東庄町の特産品であるSPF豚を活用した外国人をターゲットとしたオリジナル弁当の企画開発を計画しております。

事業の効果としては、体験観光を好む訪日外国人に東庄町の豊かな自然や文化を訪日外国人に触れ合ってもらうことにより、国内、国外とも人気があり、今後大きな市場となる体験型観光の開発を行うことを期待しております。

事業の主催としましては、東庄町観光協会が主催で、千葉銀行地方創生部、東武トップツアーズ株式会社などの協力を得て、実施する予定です。

実施月につきましては、10月27日、土曜日を予定しております。

定員につきましては、30名くらいのモニターのツアーを予定しております。

事業費用としましては、運営費や町の外国人向けの町の紹介動画の作成及び配信費、町の特産品を活用した企画開発費などで、総事業費は税込みで821万7,000円です。うち573万5,000円が官公庁から補助金として交付される予定です。

なお、不足分の248万2,000円につきましては、町の方から補助をいただきたいと思っています。

なお、貸付金として、官公庁の補助事業の交付が実績報告後のため、実施するに当たり運転資金が不足するため、一時的に町から貸付を受けたいと思っています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

よろしいですか。他にありますか。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

一般会計の方で29ページの電力・ガス・食料品云々のところで、先程ちょっと聞き違えていなければ、3万円、100世帯増えたということで、これは国の許容

範囲が変更になったため増えたというけれども、具体的にはどういう方が対象になったのか。

もう1点は、44ページと45ページにありますエアロバイクの講習業務委託料と、このエアロバイクの件なのですけれども、これはどなたか人的に配置したということによろしいのですか。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは初めに、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の増額補正についてお答えいたします。

こちらについては、世帯全員が非課税であれば対象となったということで、昨年度は世帯全員が非課税であっても、課税世帯に扶養されている場合は対象外だったということで、今回については世帯全員が非課税であれば対象となったということになりますので、扶養されているされていないは関係なく、全部が対象となったというものになります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

先程のエアロバイクの部分ですけれども、こちらは事業者の方に委託をするという形になります。その委託料になります。

議長（宮澤 健君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

エアロバイクの件なのですけれども、業者に委託というのはどういう形でどこに委託になるのでしょうか。

議長（宮澤 健君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

エアロバイクは、町の方にあるんですけれども、町の空いている場所にエアロバ

イクは置いてありまして、そちらを使っていたくんですけれども、使っていたくりに当たり、いろいろ指導等が必要になりますので、そういう部分について業者の専門の方に来ていただいて、指導をいただくという部分を委託するという形になります。

以上です。

議長（宮澤 健君）

よろしいでしょうか。他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第34号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和5年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和5年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からとします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、認定第1号、令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、認定第8号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上8案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（宮澤 健君）

本決算について提出者からの説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第8号まで、一般会計他特別会計5件及び企業会計2件、合わせて8会計の令和4年度決算について、

その提案理由を申し上げます。なお、地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員さんの意見を付してございます。よろしくご審議をいただきますよう、そしてまた認定くださるようお願いを申し上げます。

最初に、認定第1号、令和4年度一般会計の決算について申し上げます。令和4年度の一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ57億4,800万円でしたが、10億1,586万2,000円の追加補正の結果、最終予算は67億6,386万2,000円となり、前年度からの繰越事業費繰越額2億7,773万8,000円を加算いたしますと、予算現額は歳入歳出それぞれ、70億4,160万円となりました。

令和3年度の予算現額は68億5,167万5,000円でしたので、比較しますと1億8,992万5,000円の増額となっております。

続いて、歳入歳出の決算状況でございますけれども、歳入においては72億1,863万5,000円が収入されており、前年比9,521万7,000円、1.3%の増となっております。このうち町税などの一般財源は54億6,679万円、歳入に占める比率は75.7%、分担金及び負担金などの特定財源は17億5,184万5,000円、歳入に占める比率は24.3%となっています。

一方、歳出では64億4,932万円が執行されており、前年と比べ3億4,379万5,000円、5.6%の増となっております。歳入から歳出を差し引きました形式収支は7億6,931万5,000円となり、繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源が4,091万5,000円でしたので、実質収支は7億2,840万円となりました。

決算の増額の主な要因でございますけれども、令和4年度に物価高騰対策として実施をいたしました価格高騰緊急支援給付金事業などによるものとなっております。

以上、一般会計決算について申し上げます。

続いて、認定第2号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

歳入総額は18億9,540万3,000円で、前年度より2,824万9,000円の増。

一方、歳出総額は、前年度より1,584万6,000円増の16億6,682

万3,000円で、歳入歳出差引額は2億2,858万円でありました。

続いて、認定第3号、令和4年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入総額は1億8,908万2,000円で、前年度より855万5,000円の増。

一方、歳出総額は、前年度より888万3,000円増の1億8,844万9,000円で、歳入歳出差引額は63万3,000円でありました。

続いて、認定第4号、令和4年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出の決算について申し上げます。

歳入については、主に食肉センターの事業収入となりますが、前年度と比較いたしますと、処理頭数は2,845頭の増となり、歳入合計では、1,307万9,000円増の1億7,859万9,000円となりました。

一方、歳出につきましては、事業費として9,819万2,000円の支出の他、積立金として1,500万5,000円を財政調整基金として積立てるなど、歳出合計では、1億2,319万7,000円となり、前年度より274万2,000円の増となっております。

また、平成19年度より、指定管理者制度の導入によりまして、施設の管理運営を食肉センター事業協同組合が実施をしております。

続いて、認定第5号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計決算について申し上げます。

令和4年度の訪問看護ステーションの歳入決算の総額は、2,810万3,000円、前年度比0.1%の減となりました。減額の主な要因であります。繰入金金の減少によるものでございます。

また、歳出決算の総額は2,255万3,000円、前年度比0.7%の増となりました。

以上、差引の収支で555万円の黒字となりました。

続いて、認定第6号、令和4年度東庄町介護保険特別会計決算について申し上げます。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画3ヶ年の2年目でございます。

歳入決算の総額は15億9,585万2,000円、前年度比1.6%の増となりました。

また、歳出決算の総額は14億5,508万5,000円、前年度比1.5%の増となっております。増額の主な要因は、保険給付費及び国・県・一般会計への令和3年度分の補助金等返還金による諸支出金の増額によるものでございます。

以上、差引の収支で1億4,076万7,000円の黒字となりましたが、令和5年度に精算を行いますと、実質的な余裕資金は8,172万円程度となる見込みでございます。

続いて、認定第7号、令和4年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算について申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について、議会の議決を求めると共に、同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定に付すものでございます。

まず、決算につきましては、収益的収入は4億6,264万5,000円、収益的支出は、3億4,849万3,000円となり、収支差引では、1億1,415万2,000円の純利益となっております。

次に、資本的収支では、収入は1,800万円で、支出として建設改良費、固定資産取得費、企業債償還金を合わせて5,693万5,000円となっております。

次に、令和4年度末における給水戸数は4,007戸、給水人口は1万1,194人となっております。

また、当年度末処分利益剰余金は、純利益分でありますけれども、処分については議会の議決を求めるものでございます。

続いて、認定第8号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算について申し上げます。

病院事業につきましては、内科医師4名の診療体制と合わせて、非常勤医師によります整形外科・循環器内科の診療を実施いたしました。

また、介護療養型医療施設として、施設入所サービス・居宅療養管理の他、訪問リハビリ・通所リハビリを実施いたしております。

令和4年度の経営状況を見ますと、前年度に比べ入院延べ患者数で3.5%の減、外来延べ患者数では0.7%の増となっております。

決算の内容について申し上げます。収益的収支の収入が10億244万8,000円に対し、支出が10億4,422万8,000円で、4,178万円の純損失

となりました。

次に、資本的収支でございますが、収入が5,000万円に対しまして、支出が1億3,510万2,000円で、不足する8,510万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補填をしたところでございます。

以上で、一般会計を初め8会計の決算について認定をいただくに当たりまして、提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長、事務長から説明をいたさせます。

ご審議の上、可決、認定くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（宮澤 健君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、令和4年度一般会計の決算について、その内容をご説明申し上げます。説明につきましては、お手元に配付してございます決算参考資料に基づきまして説明させていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、1ページをお願いいたします。

一般会計の決算の状況ですが、（1）の決算規模は、歳入の総額が72億1,863万5,000円。歳出の総額では64億4,932万円となりまして、前年度と比較いたしますと、歳入では9,521万7,000円、1.3%の増となり、歳出では3億4,379万5,000円、5.6%の増となりました。

（2）の決算収支の状況ですが、歳入決算額から歳出決算額を差し引きました形式収支では、アの欄の記載として7億6,931万5,000円となりました。このうち令和5年度への繰越事業の一般財源として、イの欄の4,091万5,000円がございまして、これを差し引きまして、ウの欄の7億2,840万円が実質収支の額となっております。

この実質収支の額から令和3年度の実質収支の額を差し引いたものが単年度収支としてエの欄のマイナス2億3,808万9,000円となります。次のオ並びに一つ置いたキの欄は、財政調整基金の積立並びに取崩しの決算額でございまして、オの積立額は新規積立及び利子分でございまして3億1万8,000円、キの積立金取崩額はございませんでした。一つ戻りまして、カの町債の繰上償還額について

もございませんでした。

この結果、単年度収支の額エに、財政調整基金への積立金才の額を加えた額が、実質単年度収支、クの欄となり、6, 192万9, 000円となりました。

それでは、歳入歳出の決算状況について申し上げます。

なお、この後、予算決算常任委員会へ付託される予定ですので、私からは主立ったものを申し上げます。あらかじめご了承をいただきたいと思います。

最初に歳入決算について申し上げますので、第1表をお願いいたします。

歳入決算の総額72億1, 863万5, 000円のうち町税を初めとする一般財源の総額は54億6, 679万円で、歳入決算の75.7%を占めております。残りの24.3%は特定財源で、国庫及び県支出金などの17億5, 184万5, 000円となっております。

1款の町税の決算額は15億754万4, 000円で、前年度より3, 119万円、2.1%の増となっております。これは主に固定資産税の増によるものです。

飛びまして、5款の株式等譲渡所得割交付金は、決算額783万8, 000円、対前年度556万7, 000円の減となっております。

6款の法人事業税交付金は、決算額2, 103万1, 000円、対前年度478万3, 000円の増となっております。

7款の地方消費税交付金は、決算額3億847万9, 000円、対前年度80万6, 000円の増となりました。

一つ飛ばしまして、9款の環境性能割交付金は、決算額1, 201万3, 000円、対前年度213万5, 000円の増となりました。

10款の地方特例交付金は、決算額917万6, 000円、対前年度806万1, 000円の減となりました。

次に、歳入決算総額の31.1%を占めております11款の地方交付税でございます。普通交付税で1, 487万円、特別交付税で409万1, 000円の増となっており、総額で前年度から1, 880万5, 000円増、決算額は22億4, 532万6, 000円となりました。

一つ飛ばしまして、13款の分担金及び負担金は、決算額8, 062万8, 000円、対前年度751万4, 000円の増となりました。

続きまして、15款の国庫支出金は、決算額8億6, 737万7, 000円、対

前年度1億1,503万1,000円の減となっております。子育て世帯等臨時特別支援事業の終了などによる減額となっております。

16款の県支出金は、決算額3億9,499万2,000円、対前年度6,183万9,000円の減となりました。

一つ飛ばしまして、18款の寄付金は、決算額1,538万2,000円、対前年度387万9,000円の増となりました。

19款の繰入金は、決算額3,431万5,000円、対前年度124万5,000円の増となっております。

20款の繰越金は、決算額10億1,789万3,000円、対前年度5億1,543万7,000円の増となりました。

21款・諸収入ですが、決算額は1億5,651万8,000円で、対前年度1億4,090万3,000円の減となりました。令和3年度に実施したプレミアム付商品券販売金の減額が主な要因となっております。

歳入決算の最後は、22款の町債でございます。決算額は4億380万円で、過疎対策事業債のソフト分としまして4,380万円、ハード分としまして3億6,000万円、合計4億380万円となっております。全体を前年度と比較しますと、臨時財政対策債を発行しなかったことなどの理由により1億6,110万円の減となっております。

以上、歳入決算の総額は、72億1,863万5,000円となりまして、前年度と比べ9,521万7,000円、1.3%の増となりました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

上の表でございますが、ただいま申し上げました歳入決算につきまして、左半分では一般財源と特定財源に、そして右半分では自主財源と依存財源に分けて、その状況を表にしたものでございます。後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、次に、歳出決算の説明に入らせていただきます。

第2表、令和4年度の歳出決算の総額は64億4,932万円となりまして、令和3年度と比較いたしますと3億4,379万5,000円、5.6%の増となっております。

目的別歳出決算の状況は、第2表のとおりでございます。こちらにつきましても主なものをご説明申し上げます。

まず、2款の総務費では、決算額8億2,686万1,000円で、対前年度5,744万8,000円、7.5%の増となっております。

次は、3款の民生費ですが、決算額17億6,195万7,000円で、対前年度9,508万1,000円、5.1%の減となっております。

次に、4款の衛生費です。決算額9億2,603万5,000円で、対前年度7,703万3,000円、9.1%の増額となっております。

次に、5款の農林水産業費の決算額は3億864万4,000円で、対前年度1,695万3,000円、5.2%の減額となっております。

続いて、6款は商工費でございます。決算額は1億4,305万3,000円で、対前年度1億6,705万8,000円、53.9%の減となっております。

続きまして、7款の土木費ですが、決算額4億3,429万1,000円、対前年度2,517万3,000円、6.2%の増となりました。

一つ飛ばしまして9款の教育費は、決算額7億6,103万9,000円、対前年度比3,998万4,000円、5.0%の減となりました。

また一つ飛ばしまして、11款・公債費の決算額は4億2,187万4,000円となり、前年度と比較しまして1,479万6,000円の増となっております。

なお、起債の残高や償還額の状況につきましては、後ほどご説明申し上げます。

歳出決算の最後は、12款の諸支出金でございます。決算額は5億1,223万円となりまして5億434万3,000円の増となりました。財政調整基金と公共施設整備基金への積立が増額の主な要因となっております。

以上、一般会計の目的別歳出の状況についてご説明いたしました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出決算について性質別の状況を示したものでございます。

それでは、消費的経費と投資的経費について、その決算額及び構成比を見てみますと、消費的経費は42億3,126万4,000円で、構成比が65.6%、投資的経費は5億8,938万1,000円、9.1%の構成比となっております。また、前年度と比較しますと、消費的経費の決算額では1億6,122万9,000円の減、投資的経費では、3,957万円の減となっております。

それでは、性質別の歳出決算について、第3表で見たいと思います。

まず、消費的経費のうち人件費の決算額は9億5,877万7,000円。前年

度と比べますと、1,467万円、1.5%の減となりました。

次の物件費は、決算額10億2,634万2,000円、前年度と比べ1億1,690万4,000円の増、率にしますと12.9%の増となっております。

次の維持補修費は、決算額1,518万7,000円で、前年度と比べ654万6,000円の増となっております。

次は、扶助費でございまして、決算額は8億4,467万円、対前年度1億9,377万1,000円、18.7%の減となっております。

消費的経費の最後は、補助費等でございます。決算額は13億8,628万8,000円となり、前年度と比べ7,623万8,000円、5.2%の減となっております。

次に、投資的経費のうちの普通建設事業ですが、5億8,936万3,000円の決算となり、前年度決算より3,771万1,000円、6.0%の減となりました。

次の災害復旧費ですが、決算額は1万8,000円、対前年度185万9,000円の減となっております。

続いて、公債費ですが、こちらも目的別歳出の公債費と同様で、4億2,187万4,000円の決算額となっております。

次に、投資及び出資金・貸付金でございます。決算額は9,230万円となっております。

続きまして、積立金でございますが、決算額は5億1,222万9,000円となりました。

性質別決算の最後は、繰出金でございます。決算額は6億227万2,000円となりました。

以上、人件費から繰出金まで、性質別歳出決算の内容を申し上げます。

次のページ、4ページから5ページにかけての円グラフは、今まで申し上げました一般会計の決算についてグラフ化したものでございます。後ほどご参照いただきたいと思います。

それでは、5ページの下の方の財政構造についてご説明いたします。

地方公共団体の財政力を表す数値として用いられます財政力指数は、地方交付税法の規定に基づきまして算出される基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値

の過去3ヶ年平均で表します。本町における令和4年度の財政力指数は0.424となりまして、令和3年度の財政力指数0.442と比較しますと、0.018ポイント減少しております。

次に、財政構造の弾力性を表します経常収支比率でございますが、性質別決算の経常経費充当一般財源を経常一般財源で除して計算いたします。この数値は86.0%で、前年度の81.2%より4.8ポイント増加しております。増加の主な要因は、この数値の計算式において、分母となる経常一般財源のうち、令和4年度は臨時財政対策債を借り入れなかったことから分母が減少し、経常収支比率が増加したものです。経常収支比率につきましては、今後、更なる経常経費の節減・合理化を図り、経常収支比率の抑制に努めなければならないと考えております。

次の6ページでは、過去5年間の一般会計歳入歳出決算について、その規模をグラフにしてございます。後ほど、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、80ページをお願いいたします。

この表は、令和4年度末現在の町債の現在高を表にしたものでございます。一般会計における町債の状況につきまして、借入先、事業ごとに令和4年度末と令和3年度末の残高を次の81ページにわたって列記してございます。80ページの一番下の合計欄で見いただきますと、令和4年度末現在の残高は、元金が47億6,457万円、これに利子の残高5,236万2,000円を合わせますと、合計48億1,693万2,000円となっております。令和3年度末の元利計の現在高と比べて、190万7,000円の減額となりました。また、この額を単純に令和4年度末の住民基本台帳人口1万3,051人で割り返してみますと、1人当たり36万9,000円という数字になります。この数値は、前年度1人当たり36万3,000円と比べ6,000円増加した計算になります。

次の81ページでは、水道事業会計並びに病院事業会計の企業債の状況を表にしたものでございます。

次に、その下の表で債務負担及び損失補償の状況について申し上げます。区分欄に記載のように、全て債務負担でございまして、損失補償はございません。

将来にわたって支出が伴います債務負担の状況でございますが、全部で10件記載されております。9件につきましては、前年度から引き続けているものでございまして、上から5段目、東庄町学校給食センター調理等業務委託につきましては、

令和4年度に新たに設定したものとなります。これらを合計しまして、令和4年度末で5億550万円となっております。

それでは大変恐縮ですが、決算書本冊の方をお願いいたします。365ページをお願いいたします。こちらの財産に関する調書について申し上げます。

まず、1番・公有財産における変更の内容でございますが、土地及び建物につきまして、旧東城小学校について、行政財産だったものを普通財産に変更したものです。

次の366ページに移りまして、こちらでも同面積分が減少となっております。加えて木造の建物につきまして、こじゅりんこども園増築により104平方メートルが増加となっております。

続いて、367ページの(3)出資による権利ですが、こちらは前年度末現在高との増減はありません。

続きまして、2番物品について申し上げます。

決算年度中の増減ですが、パーソナルコンピュータについて14台の減となっております。これは、パソコンのリース台数が更新されたことによるものです。

続きまして、368ページをお願いします。3番、基金、(1)特定目的基金の①一般会計について申し上げます。

変更のありました基金として、財政調整基金について、新規で3億円、利子1万8,000円について積立を行い、年度末現在高は12億483万1,000円となりました。

公共施設整備基金では、新規で2億円、利子3,000円について積立を行い、年度末現在高は3億5,379万円となりました。

次の地域福祉基金は、利子分の1,000円の増で、決算年度末現在高は5,670万8,000円となっております。

奨学基金では、指定寄附200万円の積立を行い、奨学基金事業の交付金として300万円の取り崩しを行いましたので、結果として100万円の減額となり、年度末現在高は624万円となりました。

次のふるさと応援基金ですが、ご寄附をいただきました906万8,000円を新規に積立、令和2年度にご寄附いただいた641万1,000円を取り崩しましたので、年度末現在高は1,451万3,000円となりました。

一般会計の最後は森林環境基金で、森林環境譲与税を財源としまして97万5,000円を積立、年度末残高は233万3,000円となっております。

次の②の特別会計につきましては、私からは割愛させていただきまして、(2)定額運用基金につきましては、郵便切手類購入基金と土地開発基金となっております。

まず、郵便切手類購入基金ですが、この基金は定額運用基金でございますので、年度中において有価証券として郵便切手類と現金との間では移動がございますが、結果として現在高は60万円となり、増減のない基金となっております。

次に、土地開発基金ですが、決算年度中の増減はございませんでした。

最後のページ、369ページの表は、先程郵便切手類購入基金について、年間の運用状況を示したものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、一般会計の決算について申し上げましたが、詳細につきましては予算決算常任委員会におきまして説明をいたしますので、私の方からは以上で終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（宮澤 健君）

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時からとします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、認定第2号、令和4年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算参考資料の66ページをお願いいたします。

(1) 決算状況でございますが、上段の円グラフは、令和4年度の歳入歳出各区分の構成比率を示したものでございます。

歳入総額は18億9,540万3,000円、前年度比2,824万9,000円、1.5%の増額でございます。歳出総額は16億6,682万3,000円、

前年度比1,584万6,000円、1.0%の増額となりました。歳入歳出差引額は2億2,858万円で、黒字決算でございます。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

1款・国民健康保険税は、決算額3億4,647万7,000円で、前年度比2,273万2,000円、6.2%の減。減額の要因は、被保険者数の減少によるものでございます。

5款・県支出金は、決算額11億8,681万9,000円で、前年度比3,645万3,000円、3.2%の増。増額の要因は、新型コロナの受診控えから受診数が回復に転じ、普通交付金が例年並みの交付額となったことによるものでございます。

7款・繰入金は、決算額1億3,819万5,000円で、前年度比624万4,000円、4.7%の増。増額の要因は、人件費の増加に伴う一般会計からの職員給与費等繰入金の増額によるものでございます。

8款・繰越金は、決算額2億1,617万7,000円で、前年度比1,142万2,000円、5.6%の増。前年度繰越金でございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

2款・保険給付費は、決算額11億5,034万2,000円で、前年度比3,177万3,000円、2.8%の増。増額の要因は、受診数が回復に転じ、例年並みの給付額となったことによるものでございます。

3款・国民健康保険事業費納付金は、決算額4億2,289万円、前年度比2,020万7,000円、4.6%の減。これは千葉県への納付金で、減額の要因は、被保険者数の減少に伴うものでございます。

5款・保健事業費は、決算額5,470万8,000円で、前年度比448万6,000円、8.9%の増。増額の要因は、人件費の増によるものでございます。

続いて、67ページをお願いいたします。

次の67ページから69ページにかけましては、過去5年間の決算推移、被保険者1人当たりの療養諸費・費用額の推移、被保険者1人当たりの保険税額の推移、保険給付状況、被保険者の異動状況を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、認定第2号、国保特別会計の説明を終わりにいたします。

続きまして、認定第3号、令和4年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

引き続き、決算参考資料の70ページをお願いいたします。

決算状況でございますが、歳入総額は1億8,908万2,000円、前年度比855万5,000円、4.7%の増額。歳出総額は、1億8,844万9,000円、前年度比888万3,000円、4.9%の増額となりました。歳入歳出差引額は63万3,000円の黒字決算となっております。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

1款・後期高齢者医療保険料は、決算額1億4,174万2,000円、前年度比534万2,000円、3.9%の増でございます。

3款・繰入金は、決算額4,554万4,000円、前年度比265万3,000円、6.2%の増。内訳は、一般会計からの保険基盤安定繰入金4,464万4,000円並びに事務費繰入金90万円でございます。

1款と3款で、歳入全体の99.1%を占めております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

1款・総務費は195万6,000円、前年度比7万9,000円、4.2%の増。後期高齢者医療に係るコンピューター使用料等の事務費でございます。

2款・後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額1億8,638万円、前年度比880万2,000円、5.0%の増。

千葉県後期高齢者医療広域連合に対する納付金で、歳出全体の98.9%を占めております。

なお、被保険者数は、令和4年度末現在で2,719人、前年度末と比較して73人、2.8%の増となっております。

以上で、認定第3号、後期特別会計の説明を終わりにいたします。

よろしくをお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

農政担当課長、前田泰孝君。

農政担当課長（前田泰孝君）

それでは、認定第4号、東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

引き続き、決算参考資料の71ページをお願いいたします。

初めに、左側の円グラフ、歳入からご説明申し上げます。

令和4年度、歳入合計は、1億7,859万9,000円でした。

主な内訳といたしましては、1款・事業収入1億3,352万8,000円、歳入全体に対する割合といたしまして、74.8%でございます。

次に、2款・繰越金4,506万5,000円、率にいたしまして25.2%となっております。

続きまして、歳出合計1億2,319万7,000円、主な内訳といたしましては、1款の事業費9,819万2,000円、歳出全体に対する割合といたしまして、79.7%でございます。これは食肉センターの業務管理委託料8,940万円が主な支出となっております。

次に、2款積立金1,500万5,000円、率にいたしまして12.2%、食肉センター特別会計財政調整基金積立金でございます。

続きまして、3款・諸支出金1,000万円、これは一般会計への繰出金であります。

歳入合計の1億7,859万9,000円から歳出合計の1億2,319万7,000円を差し引きました5,540万2,000円が翌年度への繰越となります。

なお、72ページは処理頭数の推移などがございます。

令和4年度の処理頭数は、11万2,702頭でした。

以上で説明を終わります。決算内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会にてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、認定第5号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算について、内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の73ページをお願いいたします。

最初に、下段の（2）訪問看護利用状況でございますが、令和4年度の利用者数の合計は214人、延べ件数1,441件でございます。

令和3年度と比較しますと、利用者数の合計で30人、12.3%の減、延べ件

数では合計で18件、1.3%の増となりました。

続いて、決算状況についてご説明いたします。

初めに、中段の歳入の表から申し上げます。

1款・事業収入は1,420万1,000円、全体の50.6%、前年度との比較では52万8千円、3.9%の増となりました。増額の主な要因は、1人当たりの訪問件数の増加による延べ件数の増によるものでございます。

2款・繰入金は816万1,000円、全体の29.0%、前年度との比較では478万1,000円、38.9%の減となりました。繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

3款・繰越金は574万1,000円、全体の20.4%、前年度との比較では422万4,000円の増となりました。これは、前年度からの繰越金でございませう。

以上、歳入合計では2,810万3,000円、前年度との比較では2万9,000円、0.1%の減となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出については、1款・事業費のみで2,255万3,000円、前年度との比較では16万2,000円、0.7%の増となりました。事業費の内容ですが、職員3名の人件費がほとんどでございませう。

以上の結果、歳入歳出差引555万円の黒字となりました。これにつきましては、令和5年度への繰越となります。

以上で、令和4年度訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号、令和4年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の74ページをご覧ください。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画3ヶ年の2年度目でありませう。

それでは、中段の表の歳入から主なものを申し上げます。

1款・保険料は3億478万4,000円、全体の19.1%、前年度との比較では198万円、0.6%の減となりました。

3款・国庫支出金から5款・県支出金につきましては、介護保険法で定められた

保険給付費・地域支援事業費に対するそれぞれの負担金でございます。

3款・国庫支出金は3億3,558万8,000円、4款・支払基金交付金は3億6,283万3,000円、5款・県支出金は2億1,081万1,000円でございます。合算しますと9億923万2,000円、全体の57.0%を占めており、前年度との比較では586万3,000円の減となっております。

7款・繰入金は、2億4,395万5,000円、全体の15.3%、前年度との比較では451万7,000円、1.9%の増となりました。内訳は、介護保険法で定められた介護給付費等の町負担分、職員給与等の繰入金、低所得者保険料軽減繰入金でございます。

8款・繰越金は1億3,776万8,000円、全体の8.6%、前年度との比較では2,855万1,000円、26.1%の増となりました。これは、前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計では15億9,585万2,000円、前年度との比較では2,512万1,000円、1.6%の増となりました。

続いて、歳出の主なものについて申し上げます。

1款・総務費は4,098万4,000円、全体の2.8%、前年度との比較では80万1,000円、2.0%の増となりました。主な内容としましては、職員4名分の人件費、システム使用料及び介護認定審査会などに要した費用でございます。

2款・保険給付費は13億1,334万8,000円、全体の90.3%と歳出の大部分を占めております。前年度との比較では278万4,000円、0.2%の増となりました。主な内容としましては、居宅介護サービス費・施設介護サービス費・介護予防サービス費などの介護保険サービス利用に対する給付費用でございます。

なお、下段の表(2)保険給付状況にサービス別の件数、給付金額を記載していますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

3款・地域支援事業費は4,065万円、全体の2.8%、前年度との比較では466万2,000円、13.0%の増となりました。主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業費や地域包括支援センター職員の人件費などに要する費用でございます。増額の主な要因は、育児休業中の職員が復職したことによる人件費の増

によります。

5款・諸支出金は6,010万3,000円、全体の4.1%、前年度との比較では1,387万5,000円、30.0%の増となりました。

増額の主な要因は、前年度の介護給付費などの精算による国庫支出金等の返還金が増加したことによるものでございます。

以上、歳出合計では14億5,508万5,000円、前年度との比較では2,212万2,000円、1.5%の増となりました。

以上の結果、歳入歳出差引1億4,076万7,000円の黒字となりました。なお、国庫支出金等の精算を令和5年度に行うわけでございますが、精算後におけるの余裕資金は8,172万円程度になる見込みでございます。

続きまして、介護保険給付準備基金の状況についてご報告いたします。

決算書本冊368ページをお願いいたします。

3、基金、(1)特定目的基金の中ほどの②特別会計の2段目に記載しております介護保険給付準備基金につきましては、令和4年度末に定期預金運用利子3,000円を積立ており、年度末残高は1億2,056万4,000円となっております。

以上で、令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

なお、訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会でご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、認定第7号、令和4年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてご説明を申し上げます。

最初に、決算につきまして、決算参考資料の75ページをお願いいたします。

決算状況の(1)収益的収入および支出でございますが、収益的収入は、4億6,264万5,000円で、前年度との比較では1,672万7,000円の増額となっております。

収入のうち、営業収益が3億238万4,000円で、内訳は水道料金であります給水収益が2億9,509万2,000円で、収入全体に占める割合が63.8%。それと給水申込金・他会計負担金他が729万2,000円で、1.6%となっております。

営業外収益は1億6,026万1,000円で、内訳は、一般会計からの補助金が1億780万6,000円で、23.3%であります。こちらの内訳は、高料金対策の補助金が5,000万円と昨年度に実施しました基本料金の減免に係る補助金として5,780万6,000円です。また、千葉県からの補助金が4,204万5,000円で、9.1%、長期前受金戻入他が1,041万円で2.2%となっております。

次に、収益的支出は3億4,849万3,000円で、前年度との比較では、3,631万5,000円の減額となっております。

支出のうち、営業費用が3億4,626万4,000円で、内訳は、東総広域水道企業団への受水費が2億2,301万4,000円で、支出全体に占める割合が64.1%。減価償却費が5,903万2,000円で、16.9%。人件費が2,478万1,000円で、7.1%。動力費・委託料他が3,943万7,000円で、11.3%となっております。

営業外費用他は、企業債の支払利息等で222万9,000円で、0.6%となっております。

次に、(2)資本的収入および支出ですが、収入は重要給水管路更新に係る起債借入金1,800万円でございます。

支出は、総額5,693万5,000円で、内訳は、建設改良費が4,657万8,000円。固定資産取得費が212万1,000円で、企業債償還金が823万6,000円となっております。

建設改良費につきましては、重要給水管路更新工事などによるものでございます。

収支の不足額3,893万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額441万5,000円及び減債積立金823万6,000円及び過年度損益勘定留保資金2,628万4,000円で補填をいたします。

次に、経営状況の(1)決算の推移ですが、平成30年度から令和4年度までの5年間の収益的収支につきまして、下記表のとおりでございます。

令和4年度の収支では、1億1,415万2,000円の純利益となっております。

続きまして、剰余金の処分につきまして、決算書本冊の321ページをお願いいたします。

令和4年度東庄町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

右の欄をご覧ください。未処分利益剰余金の当年度末残高は、1億2,238万7,896円で、これを議会の議決による処分として、剰余金や資本金へ組入れるものでございます。

まず、建設改良積立金に当年度純利益分の1億1,415万2,008円を積立、将来の水道施設更新工事に充てるものでございます。

次に、組入資本金に組入れる額823万5,888円は、令和4年度企業債償還元金分で、これを資本金に組入れるものでございます。

これらの処分内容について、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明を終わらせていただきます。なお、水道事業会計の詳細につきましては、予算決算常任委員会で改めて説明いたします。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

認定第8号、令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の77ページをお願いいたします。

収益的収支についてですが、上段の収入です。収入は10億244万8,000円で、円グラフの内側は医業収益で7億9,180万1,000円、収入総額に対する構成比は79.0%です。次に、医業外収益で2億1,064万7,000円、構成比は21.0%です。

円グラフの外側、医業収益の内訳で、入院収益で1億4,667万3,000円、全体の14.6%です。外来収益で3億6,433万8,000円、全体の36.4%です。室料差額・健康診断などのその他医業収益で1億159万4,000円、全体の10.1%です。介護保険事業収益で1億7,919万6,000円、全体

の17.9%です。

次に、医業外収益の内訳で、一般会計からの繰入金などの負担金・交付金で1億7,225万6,000円、全体の17.2%です。長期前受金戻入額などのその他医業外収益で3,839万1,000円、全体の3.8%です。

下段の支出です。支出は、10億4,422万8,000円、円グラフの内側、医業費用で9億9,320万8,000円、支出総額に対する構成比は95.1%です。

次に、医業外費用で5,102万円、構成比は4.9%です。円グラフの外側、医業費用の内訳で、給与費5億1,467万4,000円、全体の49.3%です。材料費2億1,268万6,000円、全体の20.4%です。経費で2億1,912万8,000円、全体の20.9%です。減価償却費などのその他で4,672万円、全体の4.5%です。

次に、医業外費用の内訳で、仕入れに係る消費税関係雑支出など、医業外費用で5,102万円、全体の4.9%です。

78ページをお願いいたします。

中段の決算の推移でございますが、平成30年度から令和4年度までの推移を掲載しております。令和4年度は収入額10億244万8,000円、支出額10億4,422万8,000円で、4,178万円の純損失となっております。

上段の資本的収支の決算の状況をご覧ください。資本的収入は企業債元金償還分の繰入など出資金5,000万円に対しまして、資本的支出は、耐用年数を過ぎ不具合が発生する可能性が高まっていた調剤システムの更新など建設改良費で5,129万7,000円、企業債償還金8,380万5,000円で、計1億3,510万2,000円、収支不足額8,510万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98万6,000円、過年度分損益勘定留保資金8,411万6,000円で補填をいたしました。

下の段をお願いいたします。

入院・外来延患者数は、入院は17,404人、外来は2万4,477人、1日当りにしますと、入院は47.7人、外来は91.7人となりました。

79ページをご覧ください。

令和4年度末病院事業債現在高です。元金が3億8,431万5,874円、利

子が2, 314万7, 196円、合計で4億746万3, 070円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

説明が終わりました。

本決算について提出者からの説明が終わりましたので、ここで監査委員の代表から審査報告の説明を求めます。

監査委員、平山茂君。

監査委員（平山 茂君）

それでは、議案書73ページをお願いします。

令和4年度東庄町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された令和4年度東庄町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定に基づき、審査に付された基金運用状況について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

以下、内容につきましては、皆様既にお目通しことと思います。ところどころ端折って申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、74ページをお願いします。

まず、一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書から申し上げます。

まず、審査の対象は、（1）令和4年度東庄町一般会計歳入歳出決算から（6）令和4年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算までの6会計であります。

まず、審査の期間は令和5年7月26日及び8月7日であります。

審査の経過につきましては、お目通しをお願いします。

次に、審査の結果であります。審査に付された各会計の歳入歳出決算書は、関係法令にのっとり作成され、係数は関係諸帳簿等照合の結果正確であり、予算の執行につきましては、概ね所期の目的に沿ってなされており、内容も正確なものと認定をいたしました。

また、財産に関する調書は、財産状況・移動状況についての計数も正確であると

認められました。

それでは、決算の概要ですが、次のページに実質収支の状況内容を表で表しておりますので、参考をお願いしたいと思います。

それでは、76ページをお願いします。

総括的評価ですが、まず（1）の普通会計と一般会計であります。

①財政力指数ですが、これは地方公共団体の財政力を良くするためのものではありますが、令和4年度におきましては0.424となり、前年度の指数0.442から0.018ポイント減となり、これは過疎対策事業債の償還や高齢者福祉費の増加による基準財政需要額の上昇に起因する財政力指数の低下が見られました。今後も財政基盤強化の取組の継続に努めていただきたい。

次に、経常収支比率ですが、これは財政構造の弾力性を評価するために用いられる指標であります。これにつきましては、硬直化傾向であり、引き続き経費抑制に努め、経常収支比率の改善に努力していただきたいと願うものであります。

次に、財源内訳及び性質別歳出の状況であります。これはこの項の最後から3行目、電気料金や燃料費の高騰に伴う物件費が増加、そして人件費は再任用会計年度任用職員制度の導入による影響が見られました。社会情勢の変動を少し注視して、適正な予算管理を進めていただきたいと願うものであります。

次に、町税の滞納及び不納欠損ですが、これにつきましては、町全体の徴収率は、令和2年度95.1%、令和3年度95.5%、令和4年度96%と上昇しており、県内、県下においても平均値の成果を上げております。

次のページをお願いします。

これは収税担当だけでなく、広く職員間で情報を共有しながら、今後も徴収率の維持向上を望むものであります。

次に、（2）特別会計であります。まず、国民健康保険特別会計であります。

収入未済額は、昨年引き続き減少しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えは回復してきたと見られ、保険給付費は、昨年度と比較して増加していますが、県内市町村と比較すると低い状況を保っております。

なお、徴収率につきましては、年々改善されており、地道な徴収努力の成果が感じられるということです。

次に、②、③、④につきましては、申し訳ありませんが、お目通しをお願いします。

す。

次のページ、⑤介護保険特別会計、この項の下から3行目ですが、これにつきましては引き続き東庄町介護保険事業計画に基づく介護予防の推進や保険給付費の適正化などを通じまして、高齢者の生活を支える介護保険制度の安定的な運営を図っていただきたいと願うものであります。

次に、(3)歳計現金及び基金であります。まず①の財政調整基金、ここでは下の数字をお目通しいただきたいと思いますが、下から5行目、一連の事業が終了した近年は、着実に積立が出来ております。経費の削減と効率的な行政運営により、余剰を蓄えた成果として評価するものであります。

しかしながら、近年、全国的に災害が発生をしていることから、老朽化が進む公共設備はもとより、自然災害や緊急的災害など不測の事態に備えるためにも、余剰等を蓄えることは必須であると考えるところであります。

最後に、総括的意見であります。ここでは、次のページをお願いします。

この項の下から7行目、少子高齢化社会が進む中で、保健・医療・福祉・介護施設など社会保障関連経費の更なる増加が見込まれます。今後も歳入の増収、あるいは歳出の縮減に取り組みつつも、職員に過重負担とならないよう、適正な職員配置と部署間の協力や相互理解、創意工夫をもって町民の視点に立った財政運営となることを要望する次第であります。

また、町有地につきましては、維持費と利用方法を十分に検討し、有効性を考慮した取組をしていただきたいと思っております。

また、町の基本計画を踏まえて将来を見据えた長期的な計画を立て、限られた財源を町民のために有効に活用出来るよう取り組んでいただきたいと考えるところであります。

それでは、80ページをお願いします。

続きまして、令和4年度東庄町水道事業会計及び東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算審査について意見を申し上げます。

これについては81ページをお願いします。

審査は、令和4年度東庄町水道事業会計及び令和4年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算の2会計であります。

審査の期間につきましては、令和5年7月26日。

審査の経過につきましては、お目通しをお願いします。

次に、決算の概要ですが、以下、列記してあるところではありますが、決算内容については、先程説明がありました数字については認定第7号、第8号の説明と重複しますので、(1)、(2)についてはお目通しをお願いしたいと思います。

次のページをお願いします。

総括的意見を申し上げます。

まず、東庄町水道事業会計であります。これはこの項の中ほど、ここでは特に5行目ぐらい、事業収益全体では、営業収益が昨年度比較して5,848万8,000円の減となっておりますが、事業費用が経常的に推移しているため黒字決算を維持しているところでもあります。

次のページをお願いします。この項の下から6行目、有形固定資産の減価償却率から設備の老朽化が見てとれます。今後は多額の費用や職員を必要とする事業も発生することが考えられるので、人員の確保や業務協力など、他部署との連携も含めて体制強化を図られたい。

町民の理解を得ながら、引き続き設備の延命管理をして、更新工事を予定どおり実行されたい。今後も重要度・路線等を考慮して優先順位をつけ、中長期的経営計画を立てて確実に実施し、経営基盤の維持・強化を要望する次第であります。

最後になりますが、東庄町国民健康保険東庄病院事業会計であります。この項につきまして、中ほど、上から7行目、電気料金の値上げや燃料・物価高騰の影響を受け、近年にない赤字となり、経営は更に悪化をしております。病院関連の基金がない中、現金の減少は憂慮すべき点であり、今後の資金管理に留意していただきたいと考える次第であります。

最後に、この項の下から10行目、昨年度に続いて、新型コロナウイルス感染症の拡大は病院運営に多大な影響を及ぼし、それに伴う患者数の減少は病院経営を圧迫した。苦しい運営を迫られる中、医療の質を確保するため献身的に医療サービスを提供し続けたことは大いに評価するものであります。

今後とも旭中央病院との連携を軸に、町内唯一の病院として、地域における中核医療・療養施設としての役割を果たすべく、医師等の確保に万全を期すと共に、地域住民に安心と良質な医療の提供の継続を要望する次第であります。

また、施設全体の修繕につきましては、老朽化の状況を鑑み、地域医療構想や国

保東庄病院経営強化プランを踏まえて、持続可能な医療提供のためにも大規模改修等の長期計画を立て、適正な管理運営に取り組んでいただきたいと考える次第であります。

以上であります。

議長（宮澤 健君）

説明が終わりました。ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについて、会議規則第38条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮澤 健君）

ご異議なしと認めます。

従って、認定第1号から認定第8号までについては、所定の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後3時からとします。

（午後 2時49分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

議長（宮澤 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第5号、訪問看護ステーション特別会計において訂正の申出がありましたので、これを許します。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、先程ご説明しました認定第5号、令和4年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の内容説明の中で、歳入のところで間違った数字を言ってしまいましたので、訂正をしたいと思います。

2款・繰入金ですけれども、前年度との決算の比較のところ、36.9%の減というところを38.9%の減と説明をしてしまいましたので、こちらを36.9%として訂正いたします。申し訳ありませんでした。

議長（宮澤 健君）

日程第21、請願第3号、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の

支給に関する法律」の改正を求める請願を議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（宮澤 健君）

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

2番、岩井弘晃君。

2番（岩井弘晃君）

紹介議員の岩井です。請願第3号の趣旨を説明いたします。

建設アスベスト訴訟は、首都圏アスベスト東京第一陣訴訟が提起されてから令和3年5月17日の最高裁判決が出るまで13年かかりました。最高裁判決では、国とアスベスト製造企業の責任を認めました。その後、法案化が進められ、令和3年6月9日、議員立法により特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が成立し、アスベスト給付金制度が創設されました。ただし、その内容は、被害の責任が2分の1と確定した国のみが拠出をするもので、被告アスベスト製造企業が含まれておらず、給付額が最高で、死亡した場合でも1,300万円となっており、十分でないのが現状です。

また、野外で作業していた方が給付から外れたり、対象となる期間も限定されていたりと、アスベスト被害者全体が救済されない制度となっております。

アスベストは暴露してから、つまり吸い込んでから病気発症まで約15年から40年かかると言われており、2004年に全面的に使用が禁止されるまで多くのアスベスト含有建材が使用されてきました。今後も2004年以前に建てられた建物の改修や解体などでアスベストを暴露する可能性もあり、被害が拡大されることが予想されます。

今回の請願では、アスベスト給付金制度をより被害者に寄り添った制度にすることを国へ求めるものです。

東庄町では、令和2年の国勢調査で主たる事業を建設業としている町民が619名おり、兼業を含めるともっと多くの町民がいると予想されます。被害者や遺族がより充実した補償を受けてもらいたいという趣旨でこの請願を提出させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（宮澤 健君）

この請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第22、休会の件を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月7日から14日までの8日間を休会としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮澤 健君)

ご異議なしと認めます。

従って、9月7日から14日までの8日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

9月15日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時10分 散会)